

地域を支える皆様を応援します!

物価高騰

# 医療機関等 支援事業 のご案内



物価高騰の影響を受ける保険医療機関等に対し、光熱費及び食材料費の一部を支援する補助金を支給します。

申請受付期間

令和8年4月20日(月)～5月31日(日)

## 1 光熱費等に対する補助

令和7年度広島県原油価格・物価高騰に係る  
医療事業者補助金 [対象施設]

病院 / 有床診療所 /  
無床診療所(歯科含む) / 薬局 /  
施術所 / 歯科技工所

## 2 食材料費に対する支援

広島県医療機関食材料費高騰対策支援金  
[対象施設]

病院 / 有床診療所  
※入院患者へ食事提供を行う保険医療機関

### 1 2 [対象要件]

- 令和8年1月1日以前に県内に所在 または ● 令和8年4月1日以前に県内に所在 (※いずれかに該当)
  - 基準日時点および申請時に休止していないこと ● 令和8年5月31日まで 廃止・休止予定がないこと
  - 入院患者への食事提供を行っていること (※2 広島県医療機関食材料費高騰対策支援は上記とあわせて、必要要件となります)
- ※国、県、市町、一部事務組合等の直営施設は対象外となります

原則 **WEB申請** とします

(郵送申請希望の場合は事務局へお問い合わせください。)

複数の施設を運営している事業者は、まとめて申請いただけます。

詳しくはこちらをご確認ください。専用ホームページ ▶ <https://hiroshima-iryo.jp>



支援を受けるためには申請が必要です。裏面もご覧ください。

|                     | 光熱費等補助の基準額                  |                             | 食材料費支援の基準額                  |                             |
|---------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
|                     | (1) 令和8年1月1日以前に<br>県内所在する施設 | (2) 令和8年4月1日以前に<br>県内所在する施設 | (1) 令和8年1月1日以前に<br>県内所在する施設 | (2) 令和8年4月1日以前に<br>県内所在する施設 |
| 病院                  | 1床あたり<br>20,100円            | 1床あたり<br>8,100円             | 許可病床数1床あたり<br>9,200円        | 許可病床数1床あたり<br>3,700円        |
| 有床診療所               | 1施設あたり<br>272,000円          | 1施設あたり<br>109,000円          | 許可病床数1床あたり<br>9,200円        | 許可病床数1床あたり<br>3,700円        |
| 無床診療所<br>(歯科診療所も含む) | 1施設あたり<br>68,000円           | 1施設あたり<br>27,000円           | —                           | —                           |
| 薬局                  | 1施設あたり<br>34,000円           | 1施設あたり<br>14,000円           | —                           | —                           |
| 歯科技工所               | 1施設あたり<br>14,500円           | 1施設あたり<br>5,800円            | —                           | —                           |
| 施術所                 | 1施設あたり<br>12,700円           | 1施設あたり<br>5,100円            | —                           | —                           |

- [光熱費補助の注意事項] ●休床している病床は除算対象 ●稼働病床数が1～19床の病院は、有床診療所分を交付  
●全床休床の病院・有床診療所は、無床診療所分を交付 ●(1)(2)両方の要件に該当する場合は、令和8年1月1日以前所在分 で交付
- [食材料費支援の注意事項] ●基準は 許可病床数 ●(1)(2)両方の要件に該当する場合は、令和8年1月1日以前所在分 で交付

## WEB申請について

- 1 別紙にて通知の**申請コード**と**初期パスワード**をご準備ください。
- 2 表面記載の公式HPを確認の上、**WEB申請フォーム**へお進みください。
- 3 左記画面にて**申請コード**と**初期パスワード**をご入力ください。  
 ■パスワード変更の指示が出て参ります。  
 ■**申請内容を確認する際に必要になるため、変更後のパスワードは各自で設定をいただき忘れないよう保管ください。**
- 4 **初期ログイン時**に登録のメールアドレスへ**発信**が参ります。そちらを利用し、**申請内容の登録**を行ってください。
- 5 **事業者登録後**、支援対象となります項目に関し、必要情報の入力を行ってください。

申請に関する詳細は、専用ホームページをご覧ください。

[お問い合わせ]

広島県医療事業者支援事業事務局

電話 082-241-0891 開設時間 9:00～17:00(平日のみ)